

募集要項等に関する質問及び回答(1)

No	質問	回答
1	納付金について、現指定管理者様の一会計年度の固定納付金をご教示ください	固定納付金額については、現指定管理者の提案内容であるためお答えできません。
2	中之川地下駐車場の直近の定期の内訳をご教示ください ・全日定期台数 ・昼間定期台数 ・平日定期台数	令和4年7月末時点で、平日定期 140台、昼間定期 63台、全日定期 12台です。
3	募集要項11P (12) 管理業務に対する保険への加入等 「管理業務に対する保険に加入」とありますが、現在加入保険の種類及びびん補金額について教えてください。	現在加入している保険の種類や金額については、現指定管理者が契約しているためお答えできませんが、業務上起こりうることに対応するため保険の加入をお願いします。
4	現状及び課題IP 1 各駐車場の概要 (1) 松山市中之川駐車場 イ課題 (イ) 過去3ヶ年の大規模修繕、修繕等に伴う、共用停止の詳細を教えてください。 (ウ) 「付近で予定されている市街地再開発事業に伴う立体駐車場との競合」とありますが、その詳細を教えてください。	・中之川地下駐車場については、過去3年間に修繕等に伴う共用停止はありません。 ・また、湊町3丁目付近で市街地再開発事業に伴う立体駐車場の建設予定がありますが、具体的な収容台数や建設時期については未定です。
5	月極駐車場の空き枠を予約制駐車場（機械設置なし）としての運営は可能でしょうか？	月極駐車場とは国道等高架下駐車場のことと思いますが、空き枠を予約制駐車場として運営することについて検討は可能ですが、詳細については、具体的な運営方法を提示の上ご提案ください。
6	募集要項、仕様書、課題等の開示されている金額は全て税込表記でしょうか	・募集要項については、各項目ごとに税込表記かどうか記載していますのでご確認ください。 ・仕様書、課題については、管理業務仕様書のP.6「(4)イ.ポイント割引」、現状と課題P.2「2(1) 駐車場収入状況」の部分と思いますが、どちらも税込表記です。
7	既存の月極・定期の契約者は移管される認識で問題ないでしょうか	指定管理者引継ぎ時点の月極・定期の契約者については、次期指定管理者に引き継ぎます。
8	中之川地下駐車場の大規模修繕のスケジュールについて、予め修繕する場所と日程について現状分かる範囲で教えてください。	中之川地下駐車場については、現時点では大規模修繕の予定はありません。
9	中之川地下駐車場の自動精算機等の釣銭等の補充を適宜行うこと。とありますが、精算機の集金日程については、指定管理者の一任でよろしいでしょうか？	精算機の集金日程について、特に指定はありません。
10	再開発はいつ頃着工予定なのか最新情報をご教示ください	再開発事業に伴う立体駐車場の建設が予定されていますが、着工時期については未定です。
11	中之川地下駐車場の供用停止した実績はございますか。また、今年度、来年度の予定を予めご教示ください	・過去5年間で中之川地下駐車場を供用停止した実績はありません。 ・現在のところ、令和4年度、5年度に供用停止する予定はありません。
12	仕様書5P, 2, (3) オ (イ) 説明会時に福祉団体に委託されていると伺いましたが、委託費用は指定管理者が負担するのでしょうか	・高架下駐車場の清掃及び巡回点検業務に関する委託費用は指定管理者の負担になります。 ・なお、委託に要した費用は指定管理業務経費に含まれます。
13	仕様書の6ページの(4)イ.ポイント割引について ・ポイントは実質松山市様が負担しているという認識で宜しいでしょうか ・ポイントの有効期限はありますか ・指定管理者が変更となった場合のポイント利用は引き継ぐのでしょうか ・現状は現金精算者のみ5ポイント進呈のサービスを行われていますが、仕様書の6ページの(4)イ.ポイント割引に記載の通り、一般利用の利用料金100円につき5ポイントを進呈できるようであれば現状とは違うやり方でも良いのでしょうか	・ポイント割引については、中之川地下駐車場を利用してもらいやすくするための取り組みとして実施しており、ポイント分は指定管理者が割引をしている扱いになります。 ・ポイントの有効期限はありません。 ・指定管理者が変更になった場合もポイント割引など既存のサービスは継続していただきます。 ・現状とは異なる方法でポイント割引を行う場合は、具体的な方法について提示の上、ご提案ください。
14	駐車場条例の変更について、協議後の期間をご教示ください	条例の内容を変更する場合は、市議会に条例改正案を提出し議決される必要があります。議会開催月は、3月、6月、9月、12月です。
15	精算機について 現状の精算機は部品供給も厳しい状況なので、指定管理者負担で現行の機種に載せ替えることは可能でしょうか	・精算機について指定管理者の負担で機種を変更することは可能ですが、精算機は駐車券発行機など連動している機器がありますので、精算機を機種変更する場合は、関連機器の更新や改造が必要になります。 ・また、既存のサービスは継続していただきますので、現在行っているポイント割引に対応できるようお願いします。